

随意契約結果表

所 属	山梨県総務部市町村課
契約日	令和5年3月31日
契約業者名	株式会社サンニチ印刷
品 名	山梨県議会議員一般選挙公報
契約金額 (税込み)	8,306,496円
随意契約理由	<p>令和5年4月9日執行予定の山梨県議会議員一般選挙において発行する選挙公報は、公職選挙法に基づく公営による選挙運動の一つであり、選挙人に直接影響を与えるものであることから、その印刷内容については正確かつ迅速を期す必要がある。選挙公報の原稿が各候補から提出されるのは、告示日（3月31日）であり、各世帯への配布に要する時間を考慮すると、納期は4月3日とせざるを得ない。</p> <p>このため、発注規格が確定以降、極めて短い期間に正確かつ大量の印刷を行う必要があり、土日及び夜間の作業も必要となる。</p> <p>また、選挙公報については、紙面数等の発注規格が選挙公報への掲載の届出をした立候補者の数により変わってくるが、それらの情報が確定するのは告示日（3月31日）である。このため、納期の関係上、入札を実施している暇がない。</p> <p>なお、過去の実績から、大量の印刷を要する本業務について正確かつ迅速に執行できるのは(株)サンニチ印刷のみであると認められる。</p> <p>よって山梨県議会議員一般選挙における選挙公報の印刷業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約とし、急施を要する契約であることから、山梨県財務規則第137条第3項に規定する見積合わせを省略した。</p>

随意契約の根拠
法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号